

§ 3 連携型中高一貫教育校連携募集

I 志願資格

連携型中高一貫教育校連携募集への志願者は、前記 § 1 の I の 1 に該当する者であって、かつ、在籍する連携型中学校の校長の推薦を得た者とする。

II 募集及び募集期間

1 募集

連携型中高一貫教育校連携募集を行う高等学校は、県立光陵高等学校及び県立愛川高等学校とし、連携型中学校は、県立光陵高等学校においては横浜国立大学附属横浜中学校、県立愛川高等学校においては愛川町立の各中学校とする。

2 募集期間

募集期間は、次のとおりとする。

募 集 期 間
【志願情報申請期間】 令和 9 年 1 月 25 日 (月) 午前 9 時から 1 月 29 日 (金) 正午まで
【中学校長承認期間】 令和 9 年 1 月 25 日 (月) 午前 9 時から 2 月 1 日 (月) 正午まで

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (2) 連携型中高一貫教育校連携募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、推薦書(第 10 号様式)に中学校長の職印の押印を受け、当該高等学校長が指定する用紙と併せて志願先の高等学校長に提出する。また、募集期間中は、志願の取消しはできない。提出方法、期間等は、前記 § 1 の III の 4 の(1)及び(2)のアの規定を準用する。
- (2) その他の手続については、前記 § 1 の III の 2 の(1)、(3)、(5)及び(6)の規定を準用する。

3 中学校長が行う措置

中学校長が行う措置は、前記 § 1 の III の 4 の(1)、(2)のア及び(3)の規定を準用する。

4 高等学校長が行う措置

高等学校長が行う措置は、前記 § 1 の III の 5 の(3)のアの規定を準用する。

IV 志願変更

連携型中高一貫教育校連携募集においては、志願変更は認めない。

V 選抜の方法

1 検査の内容

県立光陵高等学校においては面接及びプレゼンテーション、県立愛川高等学校においては面接とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検 査 の 期 日
令和 9 年 2 月 17 日 (水)

3 検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校とする。

4 検査の時間

検査の時間は、志願先の高等学校長が定め、別途、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

(1) 追検査

県立愛川高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集を志願する者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の中学校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)に職印を押印し、県立愛川高等学校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は、次のとおりとする。

提 出 期 間	受 付 時 間
令和9年2月17日(水)及び2月18日(木)	2月17日(水)は、午後1時から午後4時まで 2月18日(木)は、午前9時から正午まで

イ 追検査の内容

面接とする。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

追 検 査 の 期 日
令和9年2月22日(月)

エ 追検査の会場

検査の会場は、県立愛川高等学校とする。

オ 追検査の時間

検査の時間は、県立愛川高等学校長が定め、別途、追検査受検予定者に指示する。

(2) その他

前記(1)以外の対応に係る取扱いについては、県教育委員会が別に定める。

6 選考の方法

(1) 募集定員

募集定員については、県教育長が別に定めるものとする。

(2) 選考

選考にあたって当該高等学校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、総合的に選考し、合格者を決定する。また、県立光陵高等学校の選考において、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考することとし、合格者を決定する。

(3) その他

前記§1のⅤの7及び8の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付の日時・場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付日時	合格通知書の交付場所
令和9年2月26日(金)午前9時 インターネット出願システム上で 確認する。	令和9年2月26日(金) 志願先の高等学校長が指定する時間	志願先の高等学校

Ⅵ 入学の許可及び入学手続

前記§1のⅧの1から3の規定を準用する。

Ⅶ その他

1 前記§1のⅨの2から4の規定を準用する。

2 二次募集は実施しない。